

<発言者>

<項目・内容>

委員長

1 委員長挨拶

「春の陽気とともに、河津桜が満開になった。学校の卒業式シーズンに満開になると気持ちが良いものである。マスク着用が個人の判断となり、行動制限が緩んで飲酒運転が増えるようなことにはならないでほしい。統一地方選挙もまもなく始まり、選挙取締りは大変だと思うが、しっかり対応してほしい。先日の新聞で、パトカーの交通事故の記事が掲載されていた。ちょうどその日、私が別の場所で信号待ちをしていた時、緊急走行したパトカーが赤信号の交差点に進入した。交差点付近の車は皆止まっていたが、1台だけパトカーの存在に気づかずに交差点に進入した。このようなこともあるので、警察官は前後左右の安全確認をしっかりとしてほしいし、我々県民も、周りに注意して運転するべきである。」旨の発言があった。

2 議題

(1) 鳥根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

警察本部

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をするものである。改正する規則は、鳥根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則である。法律改正等の概要について、2点述べる。1点目は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律についてである。地方公共団体の個人情報保護制度について、個人情報の保護に関する法律による全国的なルールの下に運用することとされた。2点目は、道路交通法の一部を改正する法律についてである。遠隔操作により通行する車であって、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当するものを『遠隔操作型小型車』とし、歩行者と同様の交通ルールを適用するとともに、遠隔操作型小型車の使用者は、公安委員会に届け出なければならないこととされた。また、運転者がいない状態での自動運転を行おうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならないこととされ、当該公安委員会は、許可をしようとするときは、市町村の長等の意見を聞かなければならないこととされた。規則改正の要点として、個人情報の保護に関する法律の改正、鳥根県個人情報保護条例の廃止、鳥根県情報公開・個人

情報保護審査会条例の制定及び島根県情報公開条例の改正に伴う代行事務の新設及び整理を行う。また、道路交通法の一部を改正する法律の施行及び道路交通法施行規則の改正に伴う代行事務の追加を行う。施行期日は、令和5年4月1日とする。」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委員 [意見]「全国的なルールに基づき、適切な対応をお願いする。」

委員 [意見]「原案のとおりでよろしい。」

委員 [意見]「原案のとおりでよろしい。」

(2) 島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則(案)

警察本部 「令和5年春の組織改正及び人員配置の見直しに伴い、所要の改正を行う。警察官1,512人について、警察本部と警察署の配分、警察官の階級の配分を改める。公布予定日は今年の3月24日で、施行予定日は今年の4月1日とした。」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委員 [意見]「実態に即した改正をすることは必要である。」

委員 [意見]「この案でよろしい。」

委員 [意見]「実情を考慮した案である。このとおりでよろしい。」

(3) 公安委員会宛て苦情の申出

警察本部 公安委員会宛て苦情の申出について説明があり、原案のとおり決定した。

(4) 運転免許取得者等教育の認定

警察本部 「認定の内容であるが、申請者は、株式会社安来ドライビングスクール及び有限会社石見自動車教習センターである。課程の区分としては、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条第3号に掲げる課程である。課程の名称は、高齢者講習同等課程である。認定基準との適合状況について、申請者及び申請内容は、道路交通法第108条の32の2第1項各号に規定する認定基準に適合している。指導員に関する基準として、要件を備えた高齢者講習指導員が置かれていること、設備に関する基準として、高齢者講習同等課程を実施するための設備を有していること、教育課程の基準として、申請された教育内容が、認定規則第4条第2項第2号に規定する内容に基づいた教育計画に沿って行われ、かつ、年間実施予定数も適正であるため、高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができることがある。効果としては、運転免許証の更新時に、認定を受けた者が発行した『運転免許取得者等教育終了証明書』を添付書類として提出することができる。本年4月1日から開始予定である。」旨の説明があり、原

委員 [意見]「他の教習所にも広がれば良いと思う。」
委員 [意見]「この案でよろしい。」
委員 [意見]「効果的であると思う。他の教習所も実施してほしい。」

3 報告

警察本部 **スーパーアドバイザーの運用状況**
「制度の概要は、臨床心理士等の専門家をスーパーアドバイザーとして委嘱し、非行少年等の立ち直り支援やストーカー・DV等行為者の再犯防止を図るため、対象少年へのカウンセリングや、これに従事する担当警察職員に対する指導・助言や教養を行うものである。これまでの変遷については、平成22年度から支援を要する少年を対象に運用を開始し、平成28年度から対象者をストーカー・DV等行為者に拡充している。これまでの実績として、13年間で163件運用し、ストーカー・DV等行為者へのカウンセリングも定着している。効果として、対象少年に対する専門的な見立てや幅広い対応策により、再非行防止等に貢献し、また、少年補導職員等のスキルアップにつながっている。効果的事例として、ストーカー加害行為者への継続的なカウンセリングや、困難を抱える少年への支援に関する担当職員への指導・助言が挙げられる。」旨の報告があった。

委員 [意見]「多くの事例を取り扱うことが、アドバイザーのスキルアップに繋がると思う。」
委員 [意見]「アドバイザーの資質を見極めることや職業としての安定感が大切であると思う。」
委員 [意見]「大変な仕事だと思う。これからはしっかりと願います。」

4 本部長総括

本部長 「委員長の冒頭挨拶の中にもあったとおり、4月9日、4月23日の統一地方選挙に向けて、3月13日に選挙違反取締本部を約1,000人体制で立ち上げた。昨日は、県下全署長を集めた会議の場で、本部長以下各部長から具体的な指示をした。これから、組織を挙げて厳正公平な取締りを推進してまいりたい。」旨の発言があった。